

発議案第 2 号

放射性物質の影響による特用林産物の生産・出荷に係る手続の簡素化に
関する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1
項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 1 0 日

八千代市議会議長 木 下 映 実 様

提出者	八千代市議会議員	河 野 慎 一
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、放射性物質の影響による特用林産物の生産・出荷に係る手続の簡素化を求める。

これが、本案を提出する理由である。

放射性物質の影響による特用林産物の生産・出荷に係る手続の簡
素化に関する意見書

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質により、本市産のタケノコ、原木露地栽培シイタケが国の出荷制限の影響を受けている。

原木露地栽培シイタケの出荷制限解除に当たっては、シイタケそのものを検査するのみならず、原木の検査、台帳の作成・管理が必要になるなど、生産者にとって非常に負担の大きい栽培工程の管理が必要となっている。

これまで、懸命の努力により、安心・安全な特用林産物を消費者に供給してきた生産者こそ、その風評による被害も重なって、放射性物質により最も深刻な影響を受けている被害者である。生産者から見れば一方的で容赦なしと見える現在の出荷制限の在り方は、生産者視点に立ったものとはなっていない。

原発事故に苦しむ八千代市内の特用林産物の生産者の一日も早い現状復帰と営農の安定を図るため、放射性物質の影響による特用林産物の生産・出荷に係る手続を簡素化することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 原木露地栽培シイタケの出荷制限解除までの栽培工程の管理、低減策の簡素化を図ること。
- 2 タケノコの出荷前検査及び定期検査の簡素化を図ること。
- 3 生産者の経営継続のための財政的支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

經 濟 産 業 大 臣 様

環 境 大 臣 様